

本年9月
から

厚生年金の保険料率が 引き上げられます

公務員の厚生年金保険料率は、民間サラリーマンの厚生年金保険料率と統一するため、毎年9月に段階的に引き上げられることが法律により定められています。

今回の引き上げをもって保険料率は統一されましたので、お知らせします。

厚生年金の保険料率(%) ※労使折半

改定時期	保険料率	うち組合員の保険料率
平成30年9月～	183.0	91.5



本年10月
から

退職等年金給付の算定に 用いる率が変わります



公務員独自の給付である退職等年金給付は、厚生年金とは独立した制度であり、労使折半で積み立てた原資に基準利率や年金現価率を用いて算定します。

本年10月からのこれらの率について、地方公務員共済組合連合会のホームページに関連情報が掲載されていますのでご覧ください。

なお、退職等年金給付制度については、今月号に折り込みの冊子「地方公務員のための退職等年金給付一問一答」をご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414